

食安輸発第0403004号
平成21年4月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号にて通知したところですが、今般、登録検査機関における体制が整備されたことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品

中国産食品(別途指示する業者が製造したもので、平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正：平成20年12月11日付け食安発第1211002号)通知 注1)に示すもの。)

2. 検査の項目

放射線照射

3. 検査の頻度

輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。

4. 試験品の採取方法

平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号別表2の2によること。

5. 検査の方法

平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。

6. 検査を受けることを命ずる具体的理由

放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。

7. 備考

放射線照射を検知した場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。